

2020年度 NSC 専門学校緊急経済支援特別措置（授業料減免）実施要項

（目的）

この実施要項は新型コロナウイルス禍に伴う経済状況の悪化による家計の急変によって、学費納付が困難な名古屋ファッション専門学校、名古屋栄養専門学校及び名古屋製菓専門学校（以下、「NSC 専門学校」という）の在學生に対して、授業料の一部を免除し修学の継続を支援することを目的とする。

（対象）

在學生のうち、今回の新型コロナウイルス禍による緊急事態宣言に伴う経済状況の悪化のため、家計の支持者の失職・倒産等で家計が急変し、学費の納付が困難な者を対象とする。

ただし、公平性を期すため高等教育の修学支援新制度の採用者は除くものとする。

（申請資格・条件）

申請は在學生（留学生を除く）で原則として以下の条件を満たすこと。

①国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者を支援対象として実施する公的支援の受給証明書（対象の公的支援は緊急小口資金、厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予、国税地方税の納付猶予など、新制度の例に準ずる。）の提出があること。

または、事由発生後の所得が昨年の所得と比較し1/2以下となっていること。

（事由発生後の所得については、事由発生後の所得を証明する書類（給与明細等）を基に合理的な方法で算出されていればよいものとし、例えば直近一ヶ月分を1.2倍するなどにより算出。）

②家計基準は今年の所得見込み（①の後段で算出）が給与所得者の場合は841万円以下とすること（給与所得者以外は355万円以下）。

③家計急変（所得急減）が証明（世帯全員の所得証明、源泉徴収票、確定申告書控、年収、年収（月収）見込証明書、離職証明書等）できること。（写し可）

④学力基準の条件は設定しない。

（選考）

申請者の中からNSC 専門学校の定める基準（日本学生支援機構第1種奨学金の基準を準用）により算出した経済的困窮度により各専門学校が選考を行う。

（採用人数）

採用人数は年間に各校の在學生の10%とする。

（施行時期）

政府のコロナ対策支援策との調整を考慮しつつ、専門学校内で規程整備等を図ることから8月末に実施する。緊急を要する場合は、本専門学校における学生緊急総合支援策のうち、「前期学納金等の延納期限延長」で対応する。

(減免金額)

減免金額は、授業料（各期納付額）の2分の1とする。

ただし、高等教育の修学支援新制度（家計急変採用）の採用学生については、授業料（各期納付額）の2分の1を上限に新制度（家計急変）の奨学金の支給額に応じて不足する差額とする。

なお、今後の政府コロナ対策支援施策の内容によっては変更することがある。

(減免方法)

原則として授業料の2分の1を引いた金額を引き落とす。学納金が既に納入済みの場合、学納金引落とし口座に振り込むことにより減免する。学納金の延納手続きを行っている場合、授業料の2分の1を納付免除する。

(資格取消)

採用者が次の各号に該当する場合は、資格を取り消し、減免額の全額又は一部を返還させることがある。

- 一 申請書類に虚偽の申請・記載があった場合。
- 二 学則により懲戒又は除籍の処分を受けた場合。
- 三 退学又は休学の場合。

(その他)

この要項に基づく当該者が、高等教育の修学支援新制度及び家計急変並びに従来の緊急経済支援を除く学内外の他の奨学金を兼ねることを妨げない。

なお、今後の政府コロナ対策支援施策の内容によっては変更することがある。

この制度の事務担当は法人財務部経理課及び各専門学校とする。

附 則

この要項は、2020年5月1日から2021年3月31日まで実施する。